

◎国際平和共同対処事態に際して我が

国が実施する諸外国の軍隊等に対する

る協力支援活動等に関する法律

(平成二十七年九月三〇日法律第七七号)

一、提案理由

(平成二十七年五月二十六日・衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会)

○中谷国務大臣 たいいま議題となりました我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

.....(略).....

次に、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにする必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、基本原則として、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たらないこと、協力支援活動及び搜索救助活動は現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする、外国の領域における対応措置については当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限り実施するものとするなどを定めております。

第二に、この法律に基づき実施される対応措置を、協力支援活動及び搜索救助活動並びに国際平和共同対処事態に際して実施する船舶検査活動とし、これらの活動のいづれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定めること

としております。

第三に、自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施並びに搜索救助活動の実施等を定めております。

第四に、基本計画には、国際平和共同対処事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響、国際社会の取り組みの状況、我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由その他対応措置の実施に関する基本的な方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定めることとしております。

第五に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容、また、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第六に、内閣総理大臣は、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならず、国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続き当該対応措置を行おうとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該対応措置を引き続き行うことにつき、基本計画及びそのときまでに行なった対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求

めなければならないこととしております。

第七に、防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならないこととしております。

第八に、協力支援活動または搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の自衛隊員もしくはその職務を行うに伴い自己の管理のもとに入った者の生命または身体の防護のために一定の要件に従って武器の使用ができることとしております。

以上が、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長報告(平成二十七年七月一六日)

○浜田靖一君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

す。

.....(略).....

次に、内閣提出の国際平和支援法案は、国際平和共同対処事態に際し、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるようにするものであります。

.....(略).....

内閣提出の両法律案は、去る五月十九日本委員会に付託され、二十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われました。

本委員会におきましては、同日中谷安全保障法制担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌二十七日から質疑に入りました。

質疑におきましては、同大臣等に対する質疑のほか、安倍内閣総理大臣の出席を求めている質疑を五回、参考人質疑を二回行い、中央公聴会を開催したほか、沖縄県及び埼玉県でも参考人質疑を行いました。

七月八日には江田憲司君外四名提出の両法律案及び大島敦君外八名提出の領域警備法案が本委員会に付託され、同日提出者から提案理由の説明を聴取した後、十日から五法律案を一括して質疑を行い、安倍内閣総理大臣の出席を求めている質疑も行いました。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に関する法律

昨十五日、締めくくり総括質疑を行い、内閣提出の両法律案及び江田憲司君外四名提出の両法律案について質疑を終局し、討論を行い、順次採決いたしましたところ、江田憲司君外四名提出の両法律案につきましてはいずれも賛成少数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の両法律案につきましてはいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長報告(平成二十七年九月一九日)

○鴻池祥肇君 たいま議題となりました両法律案につきまして、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、国際平和支援法案は、国際平和共同対処事態に際し、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案について審査を進め、その後提出された小野次郎君発議に係る武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法改正案外六法律案と一括して議題とし、審

査を行いました。

この間、安倍内閣総理大臣、中谷国務大臣、岸田外務大臣ほか関係大臣、発議者等に対して質疑を行うとともに、参考人質疑、中央公聴会、神奈川県での地方公聴会を行うなど、審査を重ねました。

○附帯決議（平成二七年九月一七日）

（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平二七法七六）の附帯決議を一括して掲載）

………(略)………

委員会における主な質疑の内容は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化と平和安全法制整備の是非、憲法解釈の変更と法的安定性の問題、専守防衛との整合性、存立危機事態の具体的事例と該当性、外国軍隊への後方支援の在り方、国際平和協力業務の追加と武器使用権限見直しの理由、米軍等の武器等防護の新設の妥当性、例外なき国会の事前承認と事後検証の必要性等がありますが、詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案の質疑を終局し、討論を省略し、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は多数をもって可決されました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しまして国会の関与の強化等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。